

# IFRS 実務対応グループの活動

IFRS 実務対応グループの活動  
～減価償却方法、退職給付信託について～

ASBJ 主席研究員 こ が さか あつし  
小賀坂 敦

# IFRS 実務対応グループの活動 ～減価償却方法、退職給付信託に ついて～

ASBJ 主席研究員 こ が さ か あ つ し  
小賀坂 敦

## I 概要

企業会計基準委員会（ASBJ）は、我が国の企業が国際財務報告基準（IFRS）を任意適用していく上の IFRS の解釈及び実務上の懸念事項に関するサポートを行うために、IFRS 実務対応グループを設置している。本稿では、IFRS 実務対応グループの設置の経緯及び活動内容を紹介するとともに、同グループで取り上げた論点の中で、国際会計基準審議会（IASB）の関係者との間で意見交換が行われた減価償却方法及び退職給付信託について、検討内容の概要を報告する。

なお、本稿において意見にわたる部分は、筆者の私見であることをお断りする。

## II IFRS 実務対応グループについて

### 1. 設置の経緯

金融庁の企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（2009年6月）及び関係する内閣

府令（2009年12月）が制定されたことにより、一定の要件を満たす企業について IFRS を任意に適用することが認められているが、IFRS を適用していく上では、様々な解釈上の問題や実務上の懸念事項が生じることが想定され、我が国における IFRS の任意適用を円滑に進めていくために、2009年10月に ASBJ 内に IFRS 実務対応グループが設置された。

### 2. IFRS 実務対応グループの概要

#### (1) メンバー

上述の金融庁の企業会計審議会の意見書公表を契機として、任意適用企業等における円滑な IFRS 導入のサポートと不必要な導入コストの抑制を目的として、IFRS 導入準備タスクフォースが設置された<sup>1</sup>。IFRS 実務対応グループは、これまで、この IFRS 導入準備タスクフォースで提起された問題を主に取り扱ってきた。IFRS 実務対応グループは、次のメンバーから構成されている。

- 財務諸表作成者：4名
- 監査人：4名
- ASBJ（事務局兼務）
- オブザーバー：鶯地隆継 IFRS 解釈指針委員

1 IFRS 導入準備タスクフォースは、IFRS の任意適用を検討している企業（21社）及び監査法人をメンバーとし、金融庁総務企画局企業開示課、企業会計基準委員会及び東京証券取引所をオブザーバーとしている。また、日本経済団体連合会経済基盤本部及び日本公認会計士協会 IFRS デスクが事務局となっている。

会委員（2011年6月まで）、IFRS 導入準備  
タスクフォース事務局

なお、IFRS 実務対応グループの設置の経緯  
については、本誌第27号（2009年12月）に  
詳しく記載されている。

## ② 議論の進め方

IFRS 実務対応グループは、事務局が、IFRS  
に関する解釈上の問題や実務上の懸念事項につ  
いてIFRS 導入準備タスクフォースのメンバー  
などから論点を募り、事務局で整理した上で  
IFRS 実務対応グループの会合を開催し、IASB  
と協議すべき論点であるか、また、その優先順  
位をどうするかを決定している。論点の選定に  
あたっては、以下を考慮することとしている。

- ① 我が国の企業の多くにとって共通の重要な  
課題となり得るものか
- ② IFRS の改善につながるものか
- ③ 合理的かつ具体的な提案であり、主張が明  
確であるものか

選定された論点については、年2回開催され  
ているASBJとIASBとの間の共同会議に議題  
として提案し、IASB関係者との間で必要に応  
じて意見交換が行われている。IASBとの共同  
会議には、David Tweedie 議長（2011年6月ま  
で）ほか数名のボード・メンバー、我が国にお  
ける解釈上の問題に関する担当のディレクター  
2名（Wayne Upton 氏<sup>2</sup>（国際活動担当）及び  
Michael Stewart 氏（解釈活動担当））が主に参  
加している。共同会議における意見交換では、  
概括的な議論がなされ、詳細に検討すべきと判  
断されたものについては、2名の担当ディレク  
ターと別途議論が行われている。また、特定の  
専門的なテーマに関しては、IASBの担当分野  
の専門スタッフも議論に参加し、我が国におけ

る主要な課題に対応していただいている。

なお、IASBの個々のボード・メンバー及び  
スタッフ（ディレクターを含む。以下、同じ。）  
には、IFRSの公式な解釈をする権限はなく、  
技術的な事項に係るIASBの公式な見解は、十  
分なデュー・プロセス及び審議を経た後でのみ  
形成される。したがって、上記のプロセスによ  
り導かれた結果については、IASBの公式的な  
見解ではないことに留意する必要があるが、我  
が国においてIFRSを適用するにあたり有益な  
ものであると考えられる。

## III 減価償却について

### 1. 議論の経緯

我が国の会計基準では、企業会計原則におい  
て、「有形固定資産は、当該資産の耐用期間に  
わたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の  
方法によって、その取得原価を各事業年度に配  
分し、～」とされ、減価償却方法は、一般に会  
計方針として位置付けられ、具体的な方法とし  
て定額法、定率法、級数法、生産高比例法など  
が認められている。事後的に減価償却方法を変  
更する場合には、正当な理由が求められるが、  
当初の会計方針選択時には、特段の制約は設け  
られていない。

また、日本公認会計士協会から公表されてい  
る監査・保証実務委員会実務指針第81号「減  
価償却に関する当面の監査上の取扱い」では、  
「法人税法に規定する普通償却限度額を正規の  
減価償却費として処理する場合においては、企  
業の状況に照らし、耐用年数又は残存価額に不  
合理と認められる事情のない限り、当面、監査  
上妥当なものとして取り扱うことができる。」

<sup>2</sup> Wayne Upton 氏は、2011年7月にIFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）の議長に就任している。

とされている。

一方、国際会計基準（IAS）第 16 号「有形固定資産」では、減価償却方法について、以下のとおり、使用される減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならないとされるが、具体的なガイダンスはない。

#### IAS 第 16 号 第 60 項

使用される減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならない。

#### IAS 第 16 号 第 61 項

資産に適用する減価償却方法は、少なくとも各事業年度の末には再検討を行い、もし資産に具現化された将来の経済的便益の予測消費パターンに大きな変更があった場合には、当該の方法は変更されたパターンを反映するように変更しなければならない。当該変更は IAS 第 8 号に従って会計上の見積りの変更として会計処理しなければならない。

#### IAS 第 16 号 第 62 項

資産の償却可能価額を耐用年数にわたって定期的に配分するために、種々の減価償却方法が用いられる。そうした方法には、定額法、定率法及び生産高比例法がある。定額法では、資産の残存価額が変化しない場合には、耐用年数にわたり一定額の費用が計上されることになる。定率法では、耐用年数にわたり、逓減的な費用が計上されることになる。生産高比例法では、予測される使用や生産高に応じて費用が計上されることになる。企業は資産に具現化された将来の経済的便益の予測消費パターンを最も近く反映している方法を選択する。適用

される方法は、将来の経済的便益の予測消費パターンに変更がない限り、每期継続して適用される。

ここで、我が国においては、償却資産の能力が高い初期に多額の減価償却を行い、修繕維持費を要する後の期間に少額の減価償却費を計上する定率法が多く利用されている。また、確定決算主義のもと、法人税法上、減価償却費の損金算入には損金経理要件が課せられているため、結果的に、税務の規定が一部の会計処理に影響を与え、定率法の採用が広く行われる一つの理由となっているとも考えられる。

このような中、関係者からは我が国の会計実務において広く定着している税法基準は、実態に基づき耐用年数が定められるなど合理的なものであり、IFRS のもとでもそのまま認められるべきとの意見等が聞かれた。

一方、欧州で IFRS を適用している会社の多くが定額法を採用しており、経済的便益の消費パターンが見積れないケースにおいては、基本的に定額法を採用すべきであり、定率法を採用する場合には立証が必要であるとの意見も聞かれ、IFRS の任意適用を検討する会社において、減価償却方法の選択が大きな論点となった。

前述の IFRS 導入準備タスクフォースでもこの点が大きな議論となったため、ASBJ の IFRS 実務対応グループでテーマとして取り上げることとなり、2010 年 4 月に東京で開催された ASBJ と IASB との間の第 10 回共同会議で議論されることとなった。同共同会議では、ASBJ から日本における減価償却方法の問題意識が David Tweedie 議長（当時）を始めとした IASB のボード・メンバー及びディレクターに伝えられ、さらに深く検討が行われることとなった。

その後、IFRS 実務対応グループが作成した減価償却方法に関するディスカッション・ペー

パーがIASBのディレクターに送付され、それをもとに、2010年7月に、IASBのディレクターとの間で意見交換会が開催された。そして、その議論をもとに、2010年9月にロンドンで開催されたASBJとIASBとの間の第11回共同会議において、IASBのディレクターから減価償却に関する文書のドラフトが提示され、意見交換が行われた。

その後、数回のIASBのディレクターとASBJとの協議及びIFRS実務対応グループメンバーによるドラフトへのコメント検討を経て、最終的に、2010年11月に、国際財務報告基準財団（IFRS財団）よりWayne Uptonディレクター名で、教育文書として「減価償却とIFRS」が公表された。

## 2. 教育文書の位置づけ

前述のとおり、IASBの個々のボード・メンバー及びスタッフには、IFRSの公式な解釈をする権限はなく、技術的な事項に係るIASBの公式な見解は、デュー・プロセス及び審議を経た後でのみ形成される。したがって、当該文書は、Wayne Uptonディレクターの個人的見解を表す教育文書（Occasional Education Notes）として公表された。教育文書は、IFRICのような解釈指針ではない<sup>3</sup>ものの、今後、IFRSの適用を考えている企業がIAS第16号を採用するにあたり、参考にできる有益なものと考えられる。

なお、この教育文書は、IFRSを使用する世界中の関係者に向けて公表されたものであり、日本だけに向けて公表されたものではない。

当該教育文書については、以下のIASBのホームページで入手できる。

<http://www.ifrs.org/Use+around+the+world/Education/Occasional+Education+Notes.htm>

また、ASBJは当該教育文書の仮訳を作成している。

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/others/20101203.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/others/20101203.jsp)

当該教育文書では、「減価償却方法」のみならず、「コンポーネント・アカウンティング」、「残存価額」及び「耐用年数」も取り上げられており、IAS第16号の広範な内容を理解するために参考となるものとなっている。本稿では、このうち減価償却方法の内容について紹介を行う。

## 3. 教育文書における「減価償却方法」

### (1) 「判断（judgment）」の重要性

教育文書は、イントロダクションで、「減価償却は、過去の取引に基づく必ずしも正確とはいえない測定値である。そこには金融商品に用いられる公正価値の見積りに見られるような見目の科学的方法や精密さはない。」としており、減価償却という会計処理の見積りの困難さを記載している。その上で、この教育文書では、全体にわたり「判断（judgment）が必要」であることを強調している。

例えば、コンポーネント・アカウンティングの項では、以下のとおり記載している。

「～一部の人は、これらの項は固定資産を多数の構成要素に分割することを企業に要求するものではないかと懸念している。IFRSのすべてにおいていえることであるが、キーワードは『判断が必要』である。影響が重要でない場合には、固定資産の原価を構成要素に配分する意味はあまりない。しかし、一部の資産は、耐用年数が互いに大きく異なる構成要素を有している。」

また、残存価額の項では、以下のとおり記載

3 この教育文書は、IAS第16号に追加、改訂を行うものではなく、IAS第16号を理解するために、趣旨や背景にある考え方を整理したものと考えられる。

している。

「～これは、固定資産台帳の詳細な見直しを每期行うことを経営者に要求しているのだろうか。おそらく多くの場合にはそうではない。繰り返すが、『判断が必要』である。航空機のような資産の残存価額は、每期大きく変動するかもしれない。一方、その他の資産で、製造施設で使用されているような資産の残存価額は、每期変動するものではないかもしれない。経営者は、資産の変化を認識・モニタリングするための方針を持つべきである。」

また、教育文書の最後のパートでは、以下のとおり締めくくっている。

「～特に、このメモでは、IFRS 第 1 号『国際財務報告基準の初度適用』の適用に伴う減価償却方法の変更を、企業がどのように処理すべきかを扱っていない。これも『判断が必要』である。我々は、この短いメモが、そうした判断を行うためのフレームワークを提供することにより、経営者と監査人に役立つことを期待している。」

減価償却は全体に見積りを伴う手続であり、この「判断が必要」である点は、最初に認識すべき点と思われる。

## (2) 減価償却方法の選択

その上で、減価償却方法の選択については、まず、冒頭の部分で、「フリーチョイス」ではない点を以下のとおり記載している。

「～IAS 第 16 号では、会計上の費用配分方法が可能な範囲で、経済的便益の消費パターンと整合的である減価償却方法を求めている。減価償却方法の選択はフリーチョイスではない。」

これは、我が国基準が会計方針の選択として異なるとは異なることに留意する必要がある。

一方、定額法が定率法よりも優先して適用される方法ではない点を、以下のとおり記載して

いる。

「IAS 第 16 号において、定額法は他の方法よりも優先されるのだろうか。この点についても、私はそうは思わない。定額法は、反証がない限り、管理するのにも財務諸表の利用者が理解するのにも最も容易であるかもしれない。これらの要因により、定額法は最も容易な方法となっているが、必ずしも優先される方法だとは限らない。」

これらの記載については我が国の一部の市場関係者が持っていた「定額法は優先して適用されるべきか、経済的便益の消費パターンが見積れないケースにおいては必ず定額法を採用すべきなのか」という疑問について、一定の回答を示すものとなろう。一方で、「フリーチョイス」ではなく経済的便益の消費パターンについての「判断」を要求していることを記載している点にも留意すべきであろう。

その上で、教育文書では、「～減価償却方法の選択はフリーチョイスではない。その適用は決して単純ではない。多くの場合、経済的便益が消費されるパターンについて外部証拠はない。」とし、選択のための判断が単純ではないことを記載し、以下のとおり、選択する上でのいくつかの示唆を与えている。

## (3) 資産の経済的便益の消費パターン

IAS 第 16 号では、「使用される減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならない。」としており、減価償却方法を選択するには、「資産の経済的便益の消費パターン」を判断する必要が生じる。

ここで、固定資産の経済的便益の消費は、外見的に容易に識別できるものではないため、日本の市場関係者から、「資産の経済的便益の消費パターン」の把握を実務的にどのように実施すべきか多くの疑問が寄せられていた。この点

について、教育文書では、以下のとおり記載している。

～「将来の経済的便益の消費」という文  
言で、IASB が意図しているのは何であろう  
か。企業の財政状態計算書に計上されてい  
る資産はすべて、将来の経済的便益の束を  
表す。これらの便益は、金融商品からのキャ  
ッシュフローのように直接的なものあれば、  
オフィス備品からの便益のように間接的な  
ものもあるだろう。減価償却方法の目的は、  
時の経過とともに経済的便益の束が減少す  
るパターンに近似させることである。

その上で、IAS 第 16 号における耐用年数の  
見積りの項の記載が「経済的便益の消費パ  
ターン」の予測に役立つ可能性を示唆してい  
る。

～第 56 項は耐用年数に関する次のような  
ガイダンスを示しているが、これは消費パ  
ターンを考慮する際にも役立つかもしれな  
い。

(中略)

- (a) 当該資産について予想される使用量。  
使用量は、当該資産の予想生産能力又は  
実際生産高を参考にして検討される。
- (b) 予想される物理的自然減耗。これは、  
当該資産を使用する操業シフトの回数、  
修繕及び維持計画、休止中の当該資産の  
管理及び維持などの操業上の要因に左右  
される。
- (c) 生産技術の変化若しくは向上、又は当  
該資産によって製造される製品若しくは  
提供される役務に対する市場需要の変化  
から生ずる技術的又は経済的陳腐化
- (d) 資産の使用に対する法的又は類似の制  
約、例えば関連するリースの満了日

さらにその上で、以下も記載している。

- 上記の IAS 第 16 号第 56 項の記載は包括的

(all-inclusive) ではなく、例えば、IAS 第 38  
号「無形資産」も役立つ可能性があること。

- 具体的な例示として以下のような点が考えら  
れること。

➤ 「例えば、耐用年数の後半に、より多く  
の修繕やより頻繁なメンテナンスが必要と  
なる資産は多い。同様に、経営者は、ある  
資産を使って製造される製品の価格が当該  
固定資産の耐用年数にわたって低下してい  
くと予想するかもしれない。これらはいず  
れも、定率法が消費パターンのより良い近  
似となる場合があることを示している。」

これらの教育文書における記述は、具体的に  
「資産の経済的便益の消費パターン」を予測す  
る判断を行う上で、多くの情報を含んでいると  
考えられる。

#### (4) 減価償却方法の選択と文書化に関する判断 の詳細さ

減価償却方法を選択する上では、基準書及び  
その理解のために記載された上記のような記述  
を参考にして「資産の経済的便益の消費パ  
ターン」を見積っていくこととなるが、どの程度  
の厳密さが要求されるか、さらに、その判断に  
ついてどの程度文書化が必要であるか、という点  
についても、我が国の市場関係者から多くの疑  
問が寄せられていた。

この点については、教育文書では、減価償却  
方法の項の最後の部分で以下のとおり記載され  
ており、その答えは、「内部統制の問題」であ  
り、「企業の経営者と監査人の判断に委ねられ  
る問題」であることが記載されている。これら  
の記載から直接的に実務的な対応についての要  
求水準が導かれるものではないが、原則主義の  
IFRS の適用についての文書化に関する基本的  
な考え方を示すものと思われる。

減価償却方法の選択と減価償却費の発生

パターンは、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 32 項から第 38 項の定め（注：会計上の見積りの変更について定められている。）に制約される。企業の経営者が減価償却方法の選択をどの程度文書化するかは、財務報告手続に係る内部統制の問題である。IFRS では、その文書化をどの程度の詳細さで作成すべきかは明示していない。むしろ、減価償却と文書化に関する判断は、企業の経営者と監査人の判断に委ねられる問題である。

## IV 退職給付信託について

### 1. 論 点

我が国の会計基準では、退職給付信託に拠出された資産について、一定の要件を満たす場合、年金資産に該当することとしている<sup>4</sup>。

一方、IAS 第 19 号「従業員給付」では、制度資産を長期の従業員給付基金が保有している資産及び適格な保険証券からなると定義しそのうち長期の従業員給付基金が保留している資産は、次の規準を満たすものとしている。

IAS 第 19 号第 8 項より抜粋（注）

- (a) 報告企業から法的に分離され、従業員給付の支払い又は積立てを行うためだけに存在する事業体（又は基金）によって保有されており、かつ、
- (b) 従業員給付の支払又は積立てを行うためだけに利用可能なものであり、報告企業自身の債権者には（破産の場合であっても）利用できず、かつ、次のいずれか

の場合を除いて報告企業に返還できないもの：

- (i) 基金の残りの資産が、制度又は報告企業の関連する従業員給付債務のすべてを支払うのに十分である場合；又は
- (ii) 当該資産が、報告企業がすでに支払った従業員給付の補填のために報告企業に返還される場合。

（注） IAS 第 19 号は、2011 年 6 月に改正されており、本稿では、改正後の内容、項番号で記載している。

ここで、我が国の会計基準において、一定の要件を満たした場合に、年金資産に該当するとして扱われている退職給付信託が、IFRS においても同様に年金資産として扱うことができるか否かが論点となった。

### 2. 経 緯

IFRS 実務対応グループにおける退職給付信託に関する検討は、減価償却の検討より前の 2009 年 10 月から 2010 年 2 月にかけて行われた。ASBJ が 2009 年 1 月に「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、その中の論点として、我が国の退職給付信託が IFRS 上も年金資産として扱うことができるか否かが挙げられており、また、IFRS の任意適用の準備を行う上でも重要な論点であるとの認識があったため、IFRS 実務対応グループの最初の検討事項となった。検討は、ASBJ の退職給付専門委員会と IFRS 実務対応グループの合同で行われた。

### 3. IASB ディレクターとの議論のためのディスカッション・ペーパー

IFRS 実務対応グループでは、論点を明確に

4 「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「退職給付会計実務指針」という。）日本公認会計士協会 第 49 項～第 58 項



するために「退職給付信託に関するディスカッション・ペーパー」を作成し、2009年10月にIASBディレクターに対して送付した。当該ディスカッション・ペーパーは、以下の3つのパートから構成される。

Part A：制度及び契約関係の記載（別紙1（81頁））

Part B：その他の運用等に関する記載（別紙2（85頁））

Part C：会計上の論点と日本の市場関係者の見解（別紙3（87頁））

「Part A：制度及び契約関係の記載」及び「Part B：その他の運用等に関する記載」は、対象とする取引を明確にするために作成したものである。また、「一般的な退職給付信託契約（抜粋）」（別紙4（90頁））も添付した。後述するIASBディレクターの個人的見解は、それらに記載されたスキームのみに限定されたものであることに留意する必要がある。なお、本稿には添付していないが、我が国の退職給付会計実務指針の抜粋も当該ディスカッション・ペーパーに添付している。

「Part C：会計上の論点と日本の市場関係者の見解」は、Part A及びPart Bを前提として我が国の市場関係者の見解等をまとめたものである。IASBディレクターとの意見交換に資するよう作成しており、この内容は別紙3のとおりである。

#### 4. IASBディレクター等との意見交換の実施

3.に記載した「退職給付信託に関するディスカッション・ペーパー」をもとに、2010年1月26日にASBJとこの問題に関する高い知見を有するIASBのディレクター及び退職給付会計担当スタッフとの間でテレビ会議が行われた。

この意見交換の中では、3.のディスカッション・ペーパーに示された内容を基礎として、次の3つの論点に焦点が当てられた。

- IAS第19号で定められている制度資産の要件

退職給付信託に拠出した株式は、IAS第19号で定められている制度資産の要件を満たしているか（別紙3第26項及び第27項参照）。ここで満たしていると判断された場合でも、以下の2つの論点についてはさらに検討が必要となる。

- 事業主による支配

退職給付信託に拠出した株式の議決や処分を指図する権利を事業主が留保することで、当該株式の権利のすべてが退職給付信託に移転していない場合には、事業主は依然として当該株式（の一部）を支配している可能性があるが、こうした事業主による支配の存在は、制度資産の判断上の阻害要因になるのか（別紙3第29項から第31項参照）。さらに、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の認識の中止の規定を満たすか否かが、制度資産の判断上の阻害要因になるか（別紙3第36項から第38項参照）。

- 掛金計算に関連した当初の基金と退職給付信託の関係

事業主は、退職給付信託に拠出された株式の有無に関係なく計算される「当初の基金」に対する掛金の支払義務を負うことから、事業主が当該株式を当初の基金に拠出するという指示を行わない限り、従業員給付の支払いは掛金から充てられ、当該株式から充てられることはない。こうした、退職給付信託に拠出された株式が従業員給付の支払いに充てられない可能性があるということが、制度資産の判断上の阻害要因になるか（別紙3第32項から第35項参照）。

#### 5. IASBディレクター等との意見交換の概要

以下は、IASBのディレクター及び退職給付会計担当スタッフと意見交換を行った会議の概

要である。なお、II 2. (2)に記載のとおり、IASBの個々のボード・メンバー及びスタッフには、IFRSの公式な解釈をする権限はなく、技術的な事項に係るIASBの公式な見解は、十分なデュー・プロセス及び審議を経た後でのみ形成される。したがって、以下に記載した議論に関する見解は、IASBのディレクター及びスタッフの個人的見解であることに留意する必要がある。

当該会議では、ASBJとIASBのディレクター及びスタッフの間で、事実確認及び意見交換がなされたが、IASBのディレクター及びスタッフの個人的見解としては、以下の理由で「退職給付信託に関するディスカッション・ペーパー」に記載された内容である限りにおいて、退職給付信託はIAS第19号で定義される制度資産の要件を満たすものであった。

#### 〈IASBディレクター等の意見の概要〉

#### (1) IAS第19号で定められている制度資産の要件

■IAS第19号第8項の「長期の従業員給付基金が保有している資産」の定義の(a)：「報告企業から法的に分離され、従業員給付の支払い又は積立てを行うためだけに存在している事業体（又は基金）によって保有されている。」への該当についての意見は、以下のとおりである。

◇退職給付信託は法的に分離された基金であると考えられる。従業員給付の支払い又は積立てを行うためだけに存在しているかどうかについて疑問を呈する人がいるかもしれないが、事業主は信託から資産を取り戻す能力について退職給付信託契約によって制限されており、積立超過の場合にのみ取り戻せるため、疑問が投げ掛けられるとしても、正当に反論可能と思われる。

■IAS第19号第8項の「長期の従業員給付基金が保有している資産」の定義の(b)：「従業員給付の支払い又は積立てを行うためだけに

利用可能なものであり、報告企業自身の債権者には（破産の場合であっても）利用できず、かつ、以下のいずれかの場合を除いて報告企業に返還できないもの。(i)基金の残りの資産が、制度又は報告企業の関連する従業員給付債務のすべてを支払うのに十分である場合。(ii)当該資産が、報告企業がすでに支払った従業員給付の補填のために報告企業に返還される場合。」への該当についての意見は、以下のとおりである。

◇「退職給付信託に関するディスカッション・ペーパー」から理解したところによると、この要件も満たしていると考えられる。なお、IAS第19号の結論の根拠をみても、この項についての我々の理解に疑問を投げ掛けるようなものは何ら見当たらないと思われる（結論の根拠にBC176項という特定の項がある（詳細は以下の(2)を参照））。

#### (2) 事業主による支配

■事業主による支配に関する意見は、以下のとおりである。

##### 見解 1：

◇この退職給付信託の取決めで、一部の人を悩ませるであろうことの1つは、事業主が退職給付信託に抛出された株式に関する議決権を依然として支配しており、他の資産を代わりに提供して当該株式を取り戻す能力を実質的に有しているという事実であろう。その事実により、事業主は当該株式に対しある程度の支配をまだ保持していると結論付ける人がいるかもしれない。しかしながら、BC176項は、ボードの見解は基金の資産が企業自身の債務を減少させるか否かを決定する際に、支配の有無は関係がないというものであったと、明確に述べている。

##### 見解 2：

☆事業主と退職給付信託との間のすべての取引は公正価値で行わなければならないことから、事業主が資産を公正価値で取り戻せるという事実は、事業主に他の者が有する以上の支配を与えるものではない、あるいは、与えたとしても他の者が有する支配を上回るのはごく僅かであると考えられる。公正価値で取り戻せるというオプションは、それほど強力なオプションではないと考えられる。

☆年金会計においては、基本的に支配概念は使用されないと考えられる。もし支配概念が使用されるのであれば、連結及び認識の中止に関する非常に多くの論点について、答えが異なるものになるかもしれない。言い換えれば、退職給付信託内の資産がIAS第19号のもとで制度資産の要件を満たすかどうかの決定にあたり、IAS第39号で定められている認識の中止の要件を考慮する必要はないと思われる。したがって、退職給付信託に拠出された資産は制度資産にあたりと考えられる。

**見解 3：**

☆企業が少なくともある程度はこれらの資産を依然として支配しているという事実は、当該資産がIAS第19号の制度資産の定義から除外されることを意味しないと考えられる。

☆一部の法域では、年金基金自体が企業に支

配されており、実際には掛金の水準が企業自身により設定されている。多くの法域で規制が強化されたため、現在ではこのようなことは少なくなっているが、一定水準の支配がまだあるという事実によって、制度資産にあたらなくなるということではないと考えられる。

**(3) 掛金計算に関連した当初の基金と退職給付信託の関係**

■掛金計算に関連した当初の基金と退職給付信託の関係に関する意見は、以下のとおりである。

☆当初の基金に対する掛金の計算が退職給付信託の存在を考慮しないで行われるという事実は、退職給付信託内の資産を制度資産として扱うべきかどうかを決定する際に問題とはならないと考えられる。

\*\*\*\*\*

IASB ディレクター等との意見交換の概要は上記のとおりであるが、本件で検討が行われているのは特別又は応用的な取引関係や信託財産を含まないケースであり、ここで示された考え方を個別の契約にどのように適用するかについては、個別の状況に応じた検討と判断が必要になると考えられるため留意が必要である。

別紙 1 (退職給付信託に関するディスカッション・ペーパー：Part A：制度及び契約関係の記載<sup>5)</sup>)

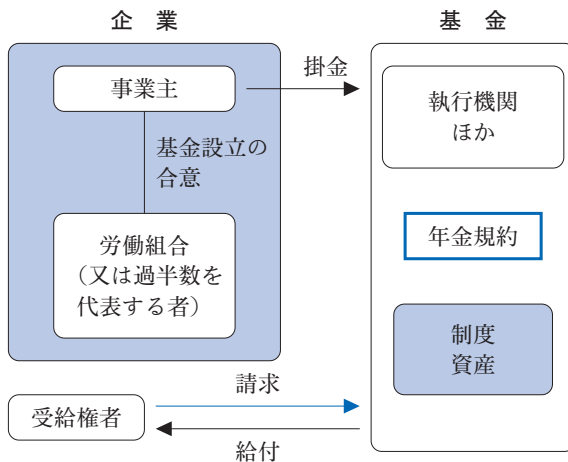
**検討対象となる退職給付制度**

1. このペーパーでは、次の退職給付制度を前提とする。
  - (1) 日本の退職給付制度には、給付建制度と拠出建制度があるが、退職給付信託は給付建制度の退職給付に充てるためのスキームである。
  - (2) 日本の給付建制度には、積立型制度と非積立型制度の両方が存在し<sup>(注1)</sup>、いずれも退職給付信託の設定対象となっている。退職給付信託の一部の論点は、積立型制度と非積立型制度であるかに関連するため、本ペーパーでは両制度を区別する。
  - (3) 積立型制度には、基金型と規約型と呼ばれるものがあり、いずれも退職給付信託の設定対象となっているが、簡略化のため、本ペーパーでは基金型を前提とする。

なお、日本の退職給付制度の詳細については、Appendix に記載している（筆者注：本稿では略）。

(注1) 非積立型制度に退職給付信託を設定する場合、当該制度は「積立型制度」になるが、本資料では便宜上、「非積立型制度」と呼ぶ。

2. 積立型制度（基金型）において事業主は、規約の下での掛金の定めに従い、基金に対して掛金を支払う義務を負っている。給付は、基金から受給権者に支払われる。



3. 非積立型制度では、手許資金を給付として、企業が退職した従業員に直接支払う。

**退職給付信託契約の概要**

4. 退職給付信託契約は、特定の給付建制度に関連付けて、事業主が信託銀行と信託契約を結ぶことにより、退職給付に充てるための積立を行うスキームである<sup>(注2)</sup>。契約に関係する者

5 原文は英文であり、一部参照名等を修正している（別紙 2 及び別紙 3 も同様）。

は、(1)事業主、(2)受託者たる信託銀行、(3)受益者たる受給権者<sup>(注3)</sup>、(4)信託管理人である。

退職給付信託は、積立型制度と非積立型制度のいずれに対しても設定することができる。積立型制度（基金型）の下で退職給付信託を設定した場合、設定の前から存在する基金（以下「当初の基金」という。）の積立資産とは別に、積立資産が加わる結果となる。

この場合、当初の基金の規約は退職給付信託に拠出された資産の有無に関係なく、当初の基金への積立を求める（言い換えれば、求められる掛金の額（第2項参照）は、退職給付信託に拠出された資産の有無に影響されない。）。当初の基金に財政計算上の積立不足がある場合、事業主は20年以内に積立不足を解消できるように算定された特別掛金（過去勤務に係る積立要件に相当する<sup>(注4)</sup>。）の拠出が求められる<sup>(注5)</sup>。

(注2) 退職給付信託契約には、(1)事業主が株式を拠出する方法と、(2)事業主が金銭を拠出した上で、受託機関の裁量により、債券や株式で運用する方法があるが、本資料では(1)を想定している。

(注3) 積立型制度（基金型）である場合、受給権者には基金も含まれる。

(注4) 本資料では、特別掛金がIFRIC第14号の過去勤務に係る最低積立要件であるかについては、論点としない。

(注5) 特別掛金の額は、5年以内のサイクルで行われる財政再計算ごとに改訂される。

5. 退職給付信託契約のスキームは、IAS第19号と類似した退職給付会計基準が我が国に適用された際に導入された未積立退職給付債務を解消するための積立制度である。導入当時、我が国の法制度により、次のような状況であった<sup>(注6)</sup>。

#### （積立型制度）

- (1) 会計上の積立不足が年金財政上の積立不足を大幅に上回るケースが多かった。
- (2) 年金財政上の積立は法令で定められた拠出ルールに則って行うことが求められるため、積立不足を解消しようとしても、当初の基金への機動的な拠出が実施しづらかった。
- (3) 株式による現物拠出が原則として認められていなかった。

#### （非積立型制度）

日本では退職一時金制度が広く普及しており、この制度に対する積立不足を解消するニーズもあった。

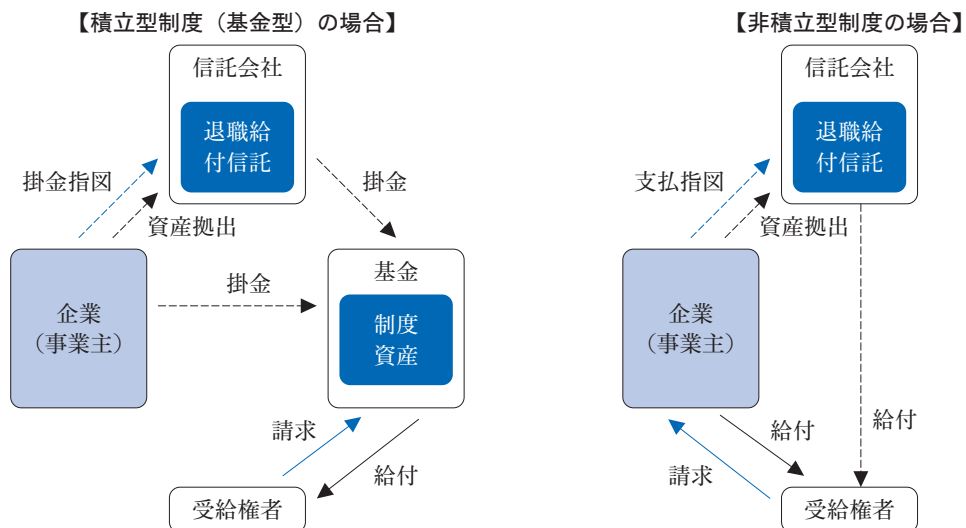
(注6) その後に法制度が改正された結果、現在は、年金財政上の積立不足が会計上の積立不足を大幅に上回る構造は解消されており、また、株式での拠出も一定の条件下で認められている。ただし、実際の拠出には実務上の制約が多い。

6. 日本経済新聞によると、退職給付会計基準が導入された時点で、主要上場企業の約3社に1社（250社調査）が退職給付信託を設定した。

日経金融新聞によれば、2006年3月末時点での、すべての企業の退職給付信託の資産の時価総額は、10兆円（GBP 70 billion）超とされている。

7. 一般的な退職給付信託契約の下での、権利義務関係は次のとおり。

- (1) 事業主は退職給付信託に対して資産を拠出する義務を負っておらず、事業主が自発的に拠出することを決定した場合に、資産の拠出が行われる（掛金の定めは存在しない）。
- (2) （積立制度の場合）退職給付信託は、第 12 項(1)又は(2)の場合を除き、当初の基金に対して掛金の支払義務を負っていない。したがって、この場合には事業主が退職給付信託に対して、当初の基金に掛金を支払うことを指示したときに、退職給付信託から掛金拠出が行われる。
- (3) （非積立制度の場合）退職給付信託は、第 12 項(1)又は(2)の場合を除き、受給権者に対して給付の支払義務を負っていない。したがって、この場合には事業主が退職給付信託に対して、受給権者に給付を支払うことを指示したときに、退職給付信託から給付支払が行われる。



※破線は事業主の自発的な意思決定により生じる事象

8. 日本公認会計士協会<sup>(注7)</sup>が 1999 年に公表した「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「退職給付会計実務指針」という。）では、退職給付信託に拠出された資産が、どのような場合に制度資産に適格であるかを詳細に定めており（退職給付会計実務指針第 49 項参照）、一般的な退職給付信託契約は、この定めに沿って設定されている。なお、後掲する Part B で記載されている運用面についても、この退職給付会計実務指針に沿った形でなされている。

（注 7）ASBJ が設立される以前は、実務指針を日本公認会計士協会が公表していた。

### 退職給付信託契約の内容・特徴

（信託管理人）

9. 退職給付信託契約では、信託管理人を置くことが一般的である（別紙 4 の g、退職給付会

計実務指針第7項④ア参照)。

**(倒産隔離)**

10. 日本の信託法の下で、退職給付信託の資産については倒産隔離が確保されている(退職給付会計実務指針第7項③参照)。

**(議決権の留保)**

11. 退職給付信託契約では、一般的に退職給付信託に拠出した株式の議決権の指図の権利を事業主が留保する(退職給付会計実務指針第53項参照)。

**(拠出された資産の処分)**

12. 退職給付信託契約は信託契約の1つであり、かつ、受託者に信託財産の処分をする特約は付されていないため、受託者は事業主又は信託管理人から指示がない限り、処分することができない。一般的な退職給付信託契約では、受託者が信託財産を処分できる場合を、(1)事業主が倒産状態に至った場合、又は、(2)事業主と信託管理人が同意した場合に限っている(退職給付会計実務指針第54項参照)。

**(退職給付信託に拠出した資産の返還及び交換)**

13. 一般的な退職給付信託契約では、当初の基金と退職給付信託を合わせて積立超過である場合、退職給付信託契約の一部を解約し、拠出した資産を事業主に返還することを認めている(退職給付会計実務指針第6項③参照)。
14. 一般的な退職給付信託契約では、上場廃止になって流動性がなくなった場合などにおいて、信託管理人の同意の下に、同評価額以上の追加信託と交換を認めている(退職給付会計実務指針第55項参照)。

## 退職給付会計実務指針の主な内容

**(制度資産の定義)**

15. 制度資産の定義(退職給付会計実務指針第6項参照)とは別に、退職給付信託の場合に制度資産の定義に適合となるものの要件を定めている(退職給付会計実務指針第7項参照)。

**(退職給付信託の拠出対象資産)**

16. 制度資産に該当するためには、退職給付信託に拠出された資産が、上場株式等、時価の算定が客観的かつ容易であり、換金性の高い資産であるべきと定めており、土地などの有形固定資産については、通常、拠出対象資産とすることが難しいとしている(退職給付会計実務指針第56項参照)。

**(退職給付信託設定時点の会計処理)**

17. 事業主が退職給付信託に株式を拠出する場合、事業主から当該資産が時価で拠出されたと同様の会計処理が行われる(退職給付会計実務指針第46項及び第50項参照)結果、当該株式の帳簿価額と公正価値の差額が、拠出時点において損益として認識される。

## 別紙2 (退職給付信託に関するディスカッション・ペーパー：Part B：その他の運用等に関する記載)

**(議決権の留保)**

18. 事業主は退職給付信託に拠出した株式の議決権の行使及びその内容を指図する権利を留保している場合が多い。

**(退職給付信託への拠出時期)**

19. 第5項に記載したように、退職給付信託は、退職給付会計基準が2000年に導入された時点で、多額の積立不足を解消するために導入されたスキームであり、多くの企業はその時点で拠出を行っている。しかし、その後も積立不足を解消するために、追加拠出を行う企業が一部ある。

**(退職給付信託に拠出される資産及びその処分)**

20. 退職給付信託に拠出される資産の多くは、それまで自己が保有していた株式である。そのうちの多くは、事業戦略上、長期保有目的のものが多くといわれる。それらについては事業主が処分の指示をすることは多くなく、また、事業主が同意しない限り処分できないため(第12項(1)に示した、企業が倒産状態に至った場合を除く)、拠出後も拠出時の株式のまま保有されているケースが多い。

ただし、一部の事業主は退職給付信託に拠出された株式の一部を処分する指示を行っている。しかしながら、退職給付信託全体に拠出された株式のうち、処分された株式の割合は多くないといわれている。

21. 退職給付信託に拠出された株式の中には、まれに事業主の子会社株式や関連会社株式がみられる。

**(退職給付信託から基金への拠出又は受益権者への給付支払)**

22. 退職給付信託は、原則として当初の基金への掛金拠出義務や、受給権者への給付支払義務を負わないため(第7項(2)及び(3)参照)、事業主がこれら拠出や支払いを指示しない限り、退職給付信託の資産が減少することはない(第12項(1)に示した、企業が倒産状態に至った場合や、時価が下落した場合を除く)。<sup>6</sup>

23. 仮に事業主が拠出した株式の(一部について)自発的な処分及び拠出や支払いの指示をしない状態を継続すれば、積立型制度の場合には、退職給付信託の存在に関係なく当初の基金に事業主が掛金を拠出することにより、当初の基金の積立不足が解消するにつれて(第4項参照)当該株式が余剰となり、事業主に返還される可能性がある。

**(退職給付信託に拠出した資産の返還)**

24. 超過積立となって資産の一部を返還する場合(第13項参照)、事業主は拠出した株式をそのまま(現金化することなく)取り戻すことができる。この場合、事業主は任意の銘柄を、返還する株式として選択することができる。

6 第20項に記載したように、拠出した株式の処分・換金を指示するケースは多くないものの、拠出した株式に係る配当から得た現金については、事業主の自発的な意思によって、当初の基金への掛金として支払われたり、受給権者への給付として支払われたりすることがある。



(信託管理人)

25. 信託管理人は、事業主の従業員（総務部や人事部の部課長）である場合が多い<sup>7</sup>。

---

7 日本の信託法上、信託管理人は、その権限行使において善管注意義務を負う。

### 別紙3 (退職給付信託に関するディスカッション・ペーパー：Part C：会計上の論点と日本の市場関係者の見解<sup>8)</sup>)

#### IAS 第19号の制度資産への該当

##### (概論)

26. IAS 第19号第8項は、制度資産を長期の従業員給付基金が保有している資産であると定義し、次の規準を満たすものとしている。

- (a) 報告企業から法的に分離され、従業員給付の支払い又は積立てを行うためだけに存在する事業体（又は基金）によって保有されており、かつ、
- (b) 従業員給付の支払い又は積立てを行うためだけに利用可能であり、報告企業自身の債権者には（破産の場合であっても）利用できず、かつ、次のいずれかの場合を除いて報告企業に返還できないもの：
  - (i) 基金の残りの資産が、制度又は報告企業の関連する従業員給付債務のすべてを支払うのに十分である場合；又は
  - (ii) 当該資産が、報告企業がすでに支払った従業員給付の補填のために報告企業に返還される場合。

27. 日本の退職給付信託は、報告企業とは法的に分離され、積立て又は給付の支払い（当初の基金への拠出を通じた支払いを含む。）を行うためだけに存在する（第4項参照）。退職給付信託に拠出された資産は、給付の支払い又は積立てを行うためだけに利用可能であり、報告企業自身の債権者には（破産の場合であっても）利用できず（第10項参照）、かつ、当初の基金と退職給付信託を合わせて積立超過である場合を除き返還されない（第13項参照）。したがって、退職給付信託に拠出された資産は、制度資産の定義を満たすとほとんどすべての市場関係者は考えている。

#### 検討された主な事項

28. 上記の見解に至るまでに、退職給付信託に係る実際の運用等（Part B）を踏まえ、検討された主な事項としては次のようなものがある。

##### (拠出した株式の権利の移転)

29. 事業主は、退職給付信託に拠出した株式の議決権を留保し（第11項参照）、また、当該株式の処分権を留保している（事業主が倒産状態に至った場合を除く。）（第12項参照）。このように拠出した株式の権利のすべてが退職給付信託に移転していない場合（すなわち、一部が留保される場合）、制度資産への該当の判定上、論点になり得ると考えられる。

30. この点、日本の退職給付会計実務指針では、退職給付信託方式での株式について議決権行使の指示権が事業主に残されたとしても、信託として拠出した株式を退職給付会計上、年金資産としても差し支えないと考えられているとしている（退職給付会計実務指針第53項参照）。

また、「いかなる指示も拒否できない」以外のケースでは、事業主が拠出した株式の処分

8 このセクションに示された見解は、日本の市場関係者のものであり、ASBJの見解を示すものではない。

権を留保することを認めている（退職給付会計実務指針第 54 項参照）。「いかなる指示も拒否できない」ケースでは年金資産として認めないのは、受託者は信託目的に沿って信託財産を管理する受託者責任を有しているため、それに反するような指示があった場合に、受託者責任を全うできないこととなるためである。

31. IAS 第 19 号は制度資産の適格性の規準として、事業主が拠出された資産のすべての権利を移転することを求めている。したがって、IAS 第 19 号の下においても、第 29 項に記載する事業主による権利の留保があったとしても、制度資産の判断上の阻害要因にはならないと考える。

**（信託に拠出された株式が従業員給付の支払いに実際に充てられるか否か）**

32. 積立型制度では、事業主が退職給付信託に拠出した株式（処分して換金したものを含む。）やこれに係る配当の拠出を信託管理人に指示した場合にのみ、退職給付信託から当初の基金への拠出が行われることとなる（第 7 項(2)参照）。一方で、当初の基金に積立不足があった場合には特別掛金の拠出が求められる（第 4 項参照）。したがって、事業主が退職給付信託に拠出した株式やこれに係る配当を特別掛金又はその他の掛金の拠出に充てない場合には、事業主が特別掛金を支払うことによって当初の基金の積立不足が解消されていく結果、株価の下落などによって積立不足が拡大しない場合には、事業主が退職給付信託に拠出した株式や配当は余剰になる可能性がある（第 22 項及び第 23 項参照）。

33. ここで事業主は、一般的には、退職給付信託に拠出された株式の処分を指示することは多くないため（第 20 項参照）、その場合には、退職給付信託に拠出された株式は従業員給付の支払いに充てられず、信託内に残ることとなる。このような信託に拠出された株式が従業員給付の支払いに実際に充てられない可能性があることは（すなわち、従業員給付の支払いに実際に充てられることが必ずしも確保されていない。）、制度資産への該当の判定上、論点になり得ると考えられる。

34. この点、退職給付会計実務指針では、退職給付信託に拠出された資産が従業員給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できれば、当該資産と退職給付債務の対応関係が認められるとし（退職給付会計実務指針第 7 項①参照）、従業員給付に充てられる可能性については言及していない。実務上、退職給付信託契約の中に、従業員給付及び当初の基金への掛金に充てるための、信託財産の管理、運用及び処分を目的とするという記載が通常はある（別紙 4（退職給付信託に関するディスカッション・ペーパーの添付文書：一般的な退職給付信託契約（抜粋））の冒頭参照）。したがって、退職給付信託に拠出された株式が従業員給付の支払いに充てられない可能性があることは、制度資産の判断上の阻害要因にはなっていない。

35. IAS 第 19 号では、拠出された資産が従業員給付に充てられる可能性の有無は問題にされておらず<sup>8</sup>、当該資産が制度資産の定義に従って積み立てられてさえいれば、制度資産に適格であるとしていられると考えられる。したがって、IAS 第 19 号の下でも、退職給付信託に拠

8 IAS 第 19 号の結論の根拠第 BC187 項では、支払いに充てられずに事業主に返還されることが明白な資産であっても、給付建債務と純額表示されるケースを示している。

出された株式が従業員給付の支払いに充てられない可能性があることは、制度資産の判断上の阻害要因にはなっていないものと考えられる。

### IAS 第 39 号の認識中止との関係

#### (IAS 第 39 号の認識中止の規定を満たす必要性)

36. IAS 第 39 号では、金融資産の認識の中止の会計処理が定められており、事業主が自己の保有する株式を退職給付信託に拋出する場合、この IAS 第 39 号の認識中止の規定を満たす必要があるかが論点となり得る。
37. この点、日本の金融商品会計基準では、事業主の保有する株式等を当該信託に拋出した場合の会計処理については、対象外であるとしており（「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」第 278 項）、認識中止の規定を満たす必要はないとされている。
38. IAS 第 39 号でも同様に、IAS 第 19 号が適用される従業員給付制度の下での事業主の権利・義務については、その範囲外であるとしており（IAS 第 39 号第 2 項(c)）、認識中止の規定を満たす必要はないと考える。

別紙 4 (退職給付信託に関するディスカッション・ペーパーの添付文書：一般的な退職給付信託契約 (抜粋))

以下は、ASBJ のスタッフが、一般的な退職給付信託契約について、この論点の検討のために必要と判断した部分を抜粋したものである。

委託者：事業主

受益者：〇〇企業年金基金に定める受給権者または〇〇企業年金基金

受託者：信託銀行

委託者は、〇〇企業年金基金が定める企業年金基金規約（以下「企業年金規約」といいます。）にもとづく給付および〇〇企業年金基金への掛金（以下「退職給付等」といいます。）にあてるための、信託財産の管理、運用および処分を目的として、受託者に金銭および有価証券を信託することを約し、受託者および信託管理人と下記条項により、20XX 年 XX 月 XX 日にこの退職給付信託契約を締結しました。

記

(議決権行使に関する指図)

a 委託者は、信託財産に属する株式の議決権の行使について、受託者に対し、受託者所定の方法によりその指図を行うことができるものとします。

(信託の元本および収益)

b 信託財産に属する有価証券（以下「信託有価証券」といいます。）、その償還金または売却代金、増資割当新株式、その他これに準ずるものおよび信託された金銭は元本とします。

c 信託財産より生ずる配当金、利子、その他これに準ずるものおよび信託財産に属する金銭の運用により生ずる利益は収益とします。

(受益者)

d 受益者は、企業年金基金規約に定める受給権者または〇〇企業年金基金とします。

(残余財産受益者および帰属権利者)

e この信託の残余財産受益者は受益者とします。

f この信託の帰属権利者は委託者とします。

(信託管理人および受益者代理人)

g 信託管理人（受益者が存在する場合は全ての受益者を、残余財産受益者が存在する場合は全ての残余財産受益者をそれぞれ代理する受益者代理人と読み替えるものとします。）は〇〇〇〇とします。

(収益の支払方法)

h 信託された有価証券から生ずる収益および金銭の運用により生ずる収益は各計算期間日の翌営業日以降、元本に組み入れます。

**(受益権の行使事由)**

- i 受益者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、受益権を行使できるものとします。
- (1) 委託者に対し、支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
  - (2) 委託者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 委託者による退職給付等の支払が困難と認められるとき
  - (4) 信託の目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になったと受託者が認め、その旨の通知を委託者および信託管理人に発したとき
  - (5) 信託期間の満了
- j iにかかわらず、委託者と信託管理人が受益者を特定するとともに、受益権の限度および行使期間等について合意したときには、当該特定の受益者は、当該合意内容にもとづき受益権を行使できるものとします。

**(受益権の行使)**

- k 受託者に対する受益権の行使は、受益者が個別に行うことなく、信託管理人が一括してこれを行うものとします。
- l 信託管理人は、iに定めるところにより受託者に対して受益権を行使しようとするときは、あらかじめ、委託者に対し、受益権を行使する受益者の個人別に記載した退職給付等（退職手当規定にもとづく給付のうち、〇〇企業年金基金により支払われるべき金額があり、かつ、当該金額について〇〇企業年金基金が受益者として受益権を行使する場合には、当該金額は退職手当規定に定める受給権者の退職給付等から除外することとします。以下次条において同じ。）のうち委託者の未払額（以下「被保全額」といいます。）を記載した文書の作成および交付を請求するものとします。
- m 委託者は、lの請求をうけたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被保全額を合算した金額を記載のうえ、これに記名押印して、信託管理人に交付するものとします。
- n 信託管理人は、mにより交付を受けた書面を確認し、これに記名押印のうえ、これを受託者に提出し、各受益者の被保全額に相当する信託財産の交付を請求するものとします。
- o nに定める信託財産の交付は、受益者の指定する金融機関の預貯金口座への振り込みまたは委託者が設立事業所である企業年金基金への掛金の払込により行います。ただし、受託者は、被保全額を検証する義務および当該請求の妥当性について確認する義務を負わないものとして、指図に従って信託財産を交付した上は、受託者は委託者および受益者に対して一切の責任を負わないものとします。
- p jにより受益権を行使する場合の手続きについては、k～oの規定に準ずるものとします。

**(委託者の行方不明等)**

- q 委託者の行方不明その他やむを得ない事象により委託者がmの手続きを行うことができないときは、信託管理人は当該事情を明らかにした書面ならびに被保全額を記載した書面を作成し、署名押印のうえこれに受益者の個人別に記載した退職給付等の額を称する書面を添えて受託者に提出し、信託財産の交付を受託者に対して請求するものとします。

**(解約)**

r この信託契約は解約できません。ただし、信託財産の価額が会計上年金資産として認められる他の資産との合計額で退職給付債務の額を超過するに至ったときは当該超過額の範囲内において、委託者は信託管理人の同意を得て一部解約または解約を行い信託財産の交付を請求することができます。

s rにかかわらず、信託有価証券が上場廃止等により流動性がなくなる等、信託財産の入替えが必要と認められる事由が生じた場合は、委託者は信託管理人の同意を得て、当該信託財産と同評価額以上の財産を追加信託することにより、信託契約の一部解約を行い当該信託財産の交付を請求することができるものとします。

**(信託有価証券の換価処分等)**

t 受託者は、信託管理人から n、p または q の規定により信託財産の交付の請求を受けたときは、遅滞なく信託された有価証券を換価処分するものとします。

u 信託管理人は t に掲げる信託財産の交付の請求と同時に信託財産の換価方法について、受託者所定の方法により指図を行うものとします。ただし、受託者は指図に従ったうちは、委託者および受益者に対して一切の責任を負いません。

v t、u に定める場合の他、受託者は、委託者および信託管理人から有価証券の購入もしくは処分の指図を受けたときは、その指図に従うことがあります。